

娘の奨学金で生活保護減額

福島市の母親 県に審査請求

「高校に入学できた娘の夢を奪うのか」

今春、福島県内の高校に進学した長女の奨学金を収入と認定され、生活保護費を減額されたとして、福島市の30代の母親が収入認定処分取り消しを求め審査請求を県に申し

立てています。

20日の申し立てで記者会見した代理人の倉持恵弁護士や、福島市生活と健康を守る会役員らによると、母親は精神的に不安定で収入が安定せず、生活保護を受給しながら長女と2人で生活してきました。

入学前に決まっていた年額17万円の奨学金のうち4と5月に計9万円支払われたのに対し、市福祉事務所は収入認定して同額を生活保護費から差し引きました。

同福祉事務所から事前に奨学金の取り扱いの説明や聞き取りはあ

りませんでした。4月中旬に「全額収入認定になる」という一方的告知があり、同趣旨を記載した保護決定通知書が同月30日に郵送されてきました。

倉持弁護士らは、少なくとも奨学金は自立更生を目的とした「恵与金」であり収入認定

除外の対象たとのべるとともに、審査請求人が提出した自立更生計画書によれば3年間の通学に必要な約61万円と比べても奨学金支給額は入学・就学のための最小限度の額だと指摘しています。

さらに、収入認定処分の理由の記載がないことを指摘。「重大な瑕疵（かし）がある。実体と手続きの両面で違法かつ不当であり、処分取り消しを求め」とのべています。